

資料調査　出雲国風土記写本の調査（十四）

島根県古代文化センター　風土記調査研究班

佐藤雄一
野々村安浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業のうちの『出雲国風土記』等の写本の調査内容を『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査　出雲国風土記写本の調査（一）」小序　二〇〇四年 参照）。

平成二十九年（二〇一七年）に実施した『出雲国風土記』写本の調査は次のとおりである。

一、津市津図書館所蔵『出雲国風土記』写本

所在・調査地　三重県津市西丸之内二三一

調査日　平成二十九年（二〇一七）一月十八日

（調査者　佐藤雄一・野々村安浩）

四、國學院大學図書館所蔵『出雲国風土記』写本

所在・調査地　東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号　國學院大學図書館

調査日　平成二十九年（二〇一七）九月二十七日

（調査者　佐藤雄一）

*この写本は、次の形態で撮影（平成三〇年一月二十四日）し、フィルム

等は当センターで保管している。

①デジタルデータ

②モノクロフィルム（六センチ×七センチ版）

③カビネ版モノクロ写真

④ベタ焼き（二〇モノクロ）

写本の調査にあたり、各所蔵者の方のご高配に感謝申し上げる。
次に、資料の概要について報告する。

二、大倉精神文化研究所　附属図書館所蔵『出雲国風土記』写本（榊原家本）

所在・調査地　神奈川県横浜市港北区天倉山二丁目一〇番一号

調査日　平成二十九年（二〇一七）二月八日

（調査者　野々村安浩）

三、國學院大學図書館所蔵『出雲国風土記』写本（藤間氏本）

所在・調査地　東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号　國學院大學図書館

調査日　平成二十九年（二〇一七）九月二十七日

*本写本を、高橋周氏は「藤間氏本」と呼称する（近世出雲における『出雲国風土記』の伝写と神社の歴史認識－万九千社・立虫社を中心にして－）『古代文化研究』二三三、二〇一五年）。

*本報告では、各写本の体裁表記については次の略号を使用する。

/ は改行、■は空白、□は判読できない文字、双行は()。

丁数および丁面の表・裏は、二丁オ、三丁ウのように記す。

一、津市津図書館 所蔵『出雲國風土記』写本

(1) 資料について

資料名：出雲國風土記（稻垣文庫）

ラベル「21／3」「津市図書館（稻573）」

(2) 写本の概要

【装丁】袋綴 四穴 一冊

【法量】縦二七・〇cm×横一八・五cm（見開き三三・〇cm）

【丁数】六十七丁（本文六十六丁）

本文半丁面八行、一行十八字詰

【外題】ナシ、ただし 題簽跡アリ（縦一八・五cm×横三・四cm）

【内題】「出雲國風土記」

【蔵書印等】ナシ

【奥書き等】ナシ

【書き上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕：本文十二丁ウまで。

*頭注は、文字異同については本文該当文字の右上に圈点を付す場合

もある。

（本文一丁オ 三行）

「東一百卅七里」の頭注「東下疑有脱字」

（本文一丁ウ 二行）

「不獲止組」の「組」字の頭注「組一作粗恐是」

（本文一丁ウ 八行）

「不在神神官」の頭注「神神下之神當作祇」

（本文一丁オ 二行）

「玖郡郷陸拾壹」の頭注「玖一字疑當作／能義二字」

（本文一丁オ 二行）

「神戸參漆（里六）」の頭注「參漆之間脱拾字／款若不然別漆字」

「拾●字之誤款」、「●」は「之」字の見せ消ち

（本文二丁オ 八行）

「餘石郡郷漆」の頭注「餘當作飯」

（本文三丁ウ 一行）

「別里參」の頭注「別當作捌」

（本文四丁オ 五行）

「總打桂」の頭注「挂」

（本文四丁オ 五行）

「河船舩」の頭注「船」

（本文四丁オ 七行）

「堅立加志」の頭注「一本堅作坐恐不是」

（本文四丁ウ 二行）

「餘有那見者国」の頭注「邪」

（本文四丁ウ 三行）

「取与大魚」の「与」字の頭注「支」

（本文四丁ウ 四行）

「綱折桂而」の「桂」字の頭注「挂」

（本文四丁ウ 五行）

「般之毛」の「般」字の頭注「船」

（本文四丁ウ 八行）

「大魚之与大衝」の「与」字の頭注「支」

（本文五丁オ 一行）

「綱打桂而」の「桂」字の頭注「挂」

（本文五丁オ 五行）

「童意女」の頭注「一無意字恐是」

（本文五丁ウ 四行）

「田中在塾」の「塾」字の頭注「塾以疑山字欽」

（本文六丁オ 六行）

「楯縫直給之」の「直」字の頭注「直一作有」

（本文七丁ウ 四行）

「餘梨郷」の「餘」字の頭注「餘●作飯」、「●」は「當」字を見

せ消ちして傍書「一」

（本文八丁オ 七行）

「遡時詔吾心」の「吾」字の下に挿入符 頭注「御」

（本文一丁ウ 四行）

「詔之故云」の「詔」字を丸で囲む。

【書き込み】

（本文四丁オ 五行）

「葛聞耶余河」の「余」字に傍書「余」

（本文九丁ウ 七行）

「日集成郡濱紛」の「郡」字の傍書「一作市」、「濱」字の傍書

「續」

（本文十丁オ 八行）

「新造院一所在山国郷」の「造」字の傍書「一作立」

（本文十一丁オ 三行）

「意陀支社前社」の「前」字右肩に圈点、一字空け傍書「前社」

（本文十二丁オ 六行）

「余田比社」の「余」字に傍書「一作字」

（本文十二丁ウ 二行）

「忘多備社」の「忘」字に傍書「一作志」

（本文十一丁ウ 七行・八行）

「有桓」の「桓」字に傍書「一作桓」

（本文十二丁オ 三行）

「独活石解」の「解」字の傍書「斛」

（本文十二丁オ 六行）

「杉」字の傍書「松」

（本文十二丁オ 七行）

「字或作樞」の「樞」字の傍書「一作樞」

（本文十二丁オ 八行）

「鶉鶴（作横致／功鳥也）」の「功」字の傍書「一作切」

（本文十二丁ウ 四行）

「枯見山北海」の「海」字下に圈点、書き込み「此間一有／海字」

（本文十二丁ウ 五行）

「入伯太川」の「伯」字の傍書「一作伯」

【その他】本文十九丁オ左肩、十九丁ウ右肩に破れあり

【本写本について】

（イ）本写本は、島根郡の神社名の一部を欠脱している、いわゆる「脱落本系」の

写本である。

図書館」

(口) 稲垣文庫の概略について、『津市図書館蔵 稲垣文庫仮目録』(二〇〇一年

津市図書館)に次のように記されている。

(本文六十二丁ウ)

- ・伊勢商人第五代目稻垣定穀(明和元一七六四～天保六一八三五)旧蔵の蔵書・資料約三〇〇〇点が遺族から平成八年に津市図書館に寄贈。
- ・定穀の著書・蔵書約二五二七点、地球儀一点、版木二六点、測量器具二七点、古文書等一〇〇点。

*頭注・書き込み

(本文十六丁オ二三行)*島根郡加賀郷条の朱字頭注

「此所最初加賀ト有テ終ニハ生馬ト在之不當也目録加賀ノ次生馬載之両郷ノ内一方ノ理書落款重テ可変之」

(本文十八丁オ三行)*島根郡朝酌促戸条の墨字頭注

「玉駘普悲歩悲一切黄色色又馬走只駿于駄切馬行也又

無知也」

(本文十四丁ウ八行)*島根郡蠍鰐嶋条の墨字頭注

「本草綱目鮫魚部鼻前有骨如斧斤能擊物壞舟者曰鋸沙」

*本写本は、擦り消しの後、別の字を記した箇所が多い。

(本文一丁ウ六行)

「合神社參佑玖拾玖所」の「拾」字「所」字を擦り消して

「拾」字を記す。

(本文一丁ウ七行、八行)

それぞれ「壹佰」「貳佰」を行頭に記した後に擦り消して、それぞれ一字下げて「壹佰」「貳佰」を記す。

(本文十六丁オ四行)*島根郡加賀郷条末尾

「云生馬」の「生馬」二字は「加賀」二字を擦り消して記す。

(本文十七丁オ三行)*島根郡山野草木条

- ・青色ゴムスタンプ(楕円形長径四〇cm×短径二六cm)
- 〔大倉精神文化研究所/11731/2589 6.19/附属

- ・「百部根」の「百」字 草冠の上に太く「一」を書き、太く「白」と続ける。
- ・「石斛」の「斛」字 「解」字の上に太く「斛」を記す。
- （本文二十五丁ウ 六行） *秋鹿郡都勢野条
「或伏水鷺鷺住也」の「伏」字 下に擦り消して太く書く（下の字形判読できない）。
- （本文三十三丁ウ 四行～五行） *出雲郡河内郷条
「意宇郡」の「郡」の偏「君」の下に擦り消しの跡、下の字形「里」か。
- （本文六十一丁オ 四行）
「道去北卅四里」の「四」字の下に擦り消しの跡、下の字形「里」か。
- （本文三十五丁オ 二行） *出雲郡神戸郷条
「神戸郷」の「神戸」字の下に擦り消しの跡、下の字形は「戸マ」か。
- （本文三十五丁オ 七行）
「内郷」を擦り消して、「河内郷」と記す。
- （本文三十六丁オ 三行）
「五行ノ行頭」「河」字 擦り消し
- （本文三十五丁オ 二行） *出雲郡河内郷条
「内郷」を擦り消して、「河内郷」と記す。
- （本文三十五丁オ 二行） *出雲郡神戸郷条
「神戸郷」の「神戸」字の下に擦り消しの跡、下の字形は「戸マ」か。
- （本文三十五丁オ 七行）
「御向社」の「社」字の下に擦り消しの跡、下の字形「且」か。
- （本文三十六丁オ 三行）
「旅陀旅社」の「旅」字 両字とも旁に擦り消しの跡、下の字形「爻」。
- （本文四十六丁ウ 六行・六行） *飯石郡の郷名列記箇所。
「熊谷郷」「三屋郷」ともに行頭から「熊谷」「三屋」の二字を擦り消して、一字下げて記す。
- （本文四十七丁オ 五行） *飯石郡 郡名由来条の末尾
「飯石之」 行頭一字空けて記した「飯石之」三字を擦り消して、行頭から「飯石之」を記す。
- （本文五十一丁オ 六行・七行）
（二）本写本について、次の専論がある。
- （八）本写本卷末に見える「李部大卿忠次」は、式部大輔榎原忠次（慶長十一年三月〇五年）で、本写本は忠次の旧蔵。
- （二）本写本について、次の専論がある。
- （高橋周「大名榎原家文庫本『出雲国風土記』と榎原忠次『大倉山論集』」第六十二輯、二〇一六年三月。）

(ホ) 本写本の画像データが、大倉精神文化研究所附属図書館から有償頒布されている。

三 國學院大學図書館所蔵『出雲國風土記』写本（藤間氏本）

(1) 資料について

資料名：「出雲國風土記 全」 藏書票「291/I-99/31」

(2) 写本の概要

①出雲國風土記

【装丁】袋綴 四穴 一冊 嵌入（帙は購入後の装丁と思われる）

帙の背文字等

「出雲國風土記 全」 藏書票「291/I-99/31」

【法量】縦27・〇cm×横21・〇cm（見開き 三九・五cm）

【丁数】

・出雲國風土記本文 九七丁

本文半丁面七行、一行十二～十三字詰

意宇郡（本文三丁オ～二丁オ） 島根郡（本文二二丁ウ～三

五丁ウ） 秋鹿郡（本文三六丁オ～四四丁オ） 楯縫郡（本文

四四丁オ～五〇丁ウ） 出雲郡（本文五一丁オ～六三丁オ） 神

門郡（本文六三丁ウ～七二丁ウ） 飯石郡（本文七二丁ウ～七八

丁ウ） 仁多郡（本文七九丁オ～八五丁オ） 大原郡（本文八

五丁オ～九二丁ウ） 通道・巻末（本文九三丁オ～九七丁ウ）

【外題】題簽「出雲國風土記 全」（縦20・〇cm×横5・〇cm）
【内題】「出雲國風土記」

【蔵書印等】

（表紙）図書ラベル「日本文学資」（縦1・〇cm×横1・三cm）

「291/I-99/31」（縦3・〇cm×横2・五cm）

（二丁オ 右上） 朱方印「國學院大學圖書館印」
（同 右下） 朱方印「光雄」

（二丁オ 右下および九八丁ウ 左下） 朱方印「斧太」

（九九丁ウ 左下） 朱方印「平成十六年九月三十日受入」

※数詞は黒ボールペン

【奥書等】

（九八丁オ～ウ）

「右之風土記異字訓点之誤／等可被多者欵／正徳五（乙未）青龍

孟秋上旬■写終／出雲大社／這用藤間半太夫／紙帳數九十七ヶ」

（九九丁オ）

「其藤間氏以所持書写之畢／誤字（并）文字之前後小書等迄／無
相違写之者欵／享保十八（癸丑）歲十二月上旬■渡部保良／写之」

【書写上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕 主なもののみ記載

（本文一七丁ウ）*意宇郡押名樋野

頭注「自清案スルニ神名樋山也 カミナミト訓ス野ハ衍字欵」

（本文二三丁ウ）*島根郡朝酌郷

頭注「私云延喜式新年之祝詞云朝御食夕御能加牟加比尔云々」

（本文二四丁オ）*島根郡加賀郷

本文「賀加郷」について、傍書「下上」とし、頭注「本書加賀」

書き込み「私云此是生馬郷之説名也加賀郷之説名脱簡ス」

（本文二七丁オ）*島根郡朝酌促戸

頭注「玉普悲歩悲駄ニ切黃白ニ色又馬走白ハ駄于駄切馬行也又無

知也」

（本文二八丁オウ）*島根郡蠣崎島

頭注「蠣崎南越志ニ一頭數尾長サニ三尺左右有脚状如蠶食ト云自清案スルニ可レ訓多古」欵】※「点なし レ点のところに付くか

頭注「本草綱目鮫魚部鼻前左骨如斧能較キ物壞舟者曰鋸沙」

（本文三七丁ウ）*秋鹿郡伊農郷

頭注「△私云出野郷此一字出雲郡之写誤ナラン是ノ和氣能命之居リ字后字誤ナラン」

（本文三八丁ウ）*秋鹿郡神名火山

頭注「△私云佐太神社即彼山下坐故ニ云神名火山ト如レ此字坐

ノ字ニナシ一見則分明之然ルニ近日佐太詞官等社上ノ山足日山ト云ハ大非也足日山ハ今俗号朝日山ト此記所謂神名火

山ト方角異之」

*本文中では「△神名火山」とあるため、△はインデックスである。

（本文五八丁ウ）*出雲郡御崎山

頭注「私云御崎山郡家西北ニ十七里三百六十步以意保美川ヲ

自清考正之ヲ」

（ト）本写本所蔵の経緯としては、小野田光雄氏（国文学者）旧蔵本を平成十六年に古書店から購入したとの聞き取りを得た。

（チ）なお、本写本については國學院大學図書館デジタルライブラリーにて閲覧可能である。

【本写本について】

（イ）本写本は、島根郡の神社記載の一部を欠脱している、いわゆる「脱落本系」の写本である。

（ロ）島根郡朝酌促戸条や同郡蠣崎島条の頭注から、日御崎神社本系写本と位置づけられる（前掲 高橋周氏論文）。

なお、田中卓氏『田中卓著作集8 出雲国風土記の研究』（一九八八年 国書刊行会）や加藤義成氏『校本 出雲国風土記』（一九六八年 出雲国風土記研究会）では紹介されていない。

（ハ）秋鹿郡末尾（四三丁ウ）は最後の三行を空白とし、同郡郡司記載を四四丁オに送っている。その後、楯縫郡の記載については行を開けずに始めている。

（ニ）奥書によると、正徳五年（一七一五）七月上旬に藤間半太夫が書写した本を、享保十八年（一七三三）十一月上旬に渡部保良が「誤字（并）文字之前後小書等迄無相違」よう写したものであるとし、実際にそれを表すような傍書き込みが見られる（上下、前後など）。

（ホ）藤間半太夫は千家国造方の近習の神職とみられる（西岡和彦「近世出雲大社の思想史的研究」（大明堂『近世出雲大社の基礎的研究』二〇〇一年、初出一九九七年、二〇〇四年に原書房より再刊）。

（ク）自説については「私云」としており、また「自清…」ともあるように、佐草自清の見解を引用している部分も二例認められる。なお、佐草自清が所蔵していたと想定される「自清本」と本写本との関係については、前掲高橋周氏の論文参照。

蔵書票「291/I-99/1300069」

(2) 写本の概要

①出雲国風土記

【装丁】 袋綴 四穴 一冊 嵌入り（嵌は購入後の装丁と思われる）

【法量】 縦二七・〇cm×横一九・五cm（見開き 横三八・〇cm）

【丁数】 出雲国風土記本文 六十二丁。

本文半丁面九行、一行十八字詰

【外題】 題簽なし 墨書「潤亭藏／出雲國風土記／全」

【内題】 「出雲國風土記」

【蔵書印等】

（表紙）右上 図書ラベル「日本文学資」（縦一・〇cm×横一・三cm）

「291/I-99」（縦二・〇cm×横二・

三cm）

（一丁オ 右上）朱方印「國學院大學圖書館印」（縦一・五cm×横一・

五cm）

（同 右下）朱方印「鶴林藏書」（縦三・四cm×横三・四cm）

（六二丁ウ 左下）朱方印「平成二十五年十一月一日受入」

※数詞は黒ボールペン

（同朱方印下）「13-00069」※黒ボールペン

【奥書き等】 なし

【書写上の特徴】

意宇郡（二丁ウ～十三丁オ）島根郡（十三丁ウ～二二丁ウ）秋鹿郡
（二二丁オ～二六丁ウ）楯縫郡（二七丁オ～三一丁ウ）出雲郡（三
二丁オ～三九丁オ）神門郡（三九丁ウ～四五丁オ）飯石郡（四五
ウ～四九丁ウ）仁多郡（五〇丁オ～五三丁ウ）太原郡（五四丁オ～

五八丁ウ）通道・卷末記載（五九丁オ～六二丁オ）

〔頭注・書き込み等〕

・全体に多くの書き込みがみられ、朱書・墨書の二種類ある。

・朱書は各郡の総記にみられ、墨書も含め殆どが地名の読みや振り仮名で
ある。

・頭注は『延喜式』および『和名抄』での記載の言及に終始している。

*飯石郡総記熊谷郷（四五丁ウ）は例外的に『日本書紀』神代卷を引く。

頭注（墨書）「神代卷云熊成峰是也成與谷通訓谷云多利」

・卷末通道条にみえる「方」は傍書の状態であり、本文化していない。

・意宇郡官社（十丁オ）九社目の社（補訂本系でいう二社目の野城社）
を「■城社」とし、一字分空白としている。

・同郡玉作川（十二丁オ）も行頭だが、一字分下げている。

・島根郡神社記載（十四丁ウ）官社は全て脱落。不在官社は「大崎社、
大崎川辺社、朝酌下社、努那弥社、椋見社（以上五所並不在神祇官）」
とする。

・秋鹿郡山野（二四丁オ）

「升心高野」※細川本では「安心高野」

【本写本について】

(イ) 本写本は、島根郡の加賀郷および神社名の一部を欠脱している、いわゆる
「脱落本系」の写本である。田中卓氏『田中卓著作集8 出雲国風土記の研究』（一九八八年 国書刊行
会）や加藤義成氏『校本 出雲国風土記』（一九六八年 出雲国風土記研究会）
では紹介されていない。

(ロ) ただし、『玉篇』『本草綱目』の頭注はみられない。

(ハ) 傍書に「〇イ」（すべて墨書）とみえ、若干ではあるが校合の跡もうかがえ

る。

（二）「潤亭」については詳細不明。

（ホ）鴨林蔵についても詳細は不明だが、岩瀬文庫（愛知県西尾市）所蔵『賀茂御祖皇 大神宮諸國神戸記』に「鴨林蔵本」の蔵書印がある。同書は寛政七年（一七九五）十一月、鴨康満の書写によるもので、同氏の蔵書印も有す。鴨康満は下鴨神社氏人の有職家で安政四年（一八五七）没（『平安人物志』文政十三年版）。鴨林蔵は一九世紀頃の京都周辺の人物か。

（ヘ）図書ラベルの「日本文学資」は、同大学日本文学科資料室のことを表す。

（ト）本写本は、古書店より購入したものとの聞き取りを得た。